

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 鹿児島県志布志市有明町伊崎田5686番地1
 氏 名 大隅衛生企業株式会社
（法人にあっては名称及び代表者の氏名） 代表取締役 梶井敬志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県大隅地域振興局長 永野義人



許可の年月日 令和6年6月6日
 許可の有効年月日 令和11年6月5日

1 事業の範囲

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、燃え殻、汚泥、廃油（動植物油系廃油に限る。）、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物のふん尿

以上15種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を含む。）

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所 在 地	鹿児島県志布志市有明町伊崎田字谷ヶ迫5684番1
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず
面 積	40.0平方メートル
保 管 上 限	6.2立方メートル
積み上げることができる高さ	0.45メートル

所 在 地	鹿児島県志布志市有明町伊崎田字谷ヶ迫5686番1
産業廃棄物の種類	汚泥（有機性汚泥に限る。）、廃油（動植物油系廃油に限る。）、廃酸（アルコール発酵廃液に限る。）、動物のふん尿
面 積	18.76平方メートル
保 管 上 限	37.52立方メートル
積み上げることができる高さ	— （貯槽を用いて保管するため）



3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

更新許可 変更届出	平成16年6月6日 平成21年4月7日	積替保管場所「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字谷ヶ迫5684番1」の保管上限を「253.4立方メートル」から「305.8立方メートル」に変更 積替保管場所「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字谷ヶ迫5686番1」の面積を「22.72平方メートル」から「18.76平方メートル」に、保管上限を「37.5立方メートル」から「37.52立方メートル」に変更
更新許可	平成21年6月6日	
更新許可 変更届出	平成26年6月6日 平成30年10月11日	法人の名称を「大隅衛生企業有限会社」から「大隅衛生企業株式会社」に変更
変更届出	平成31年3月11日	取り扱う産業廃棄物の種類の「金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に変更
更新許可 変更届出	令和元年6月6日 令和3年6月16日	積替保管場所「鹿児島県志布志市有明町伊崎田字谷ヶ迫5684番1」の面積を「554平方メートル」から「40.0平方メートル」に、保管上限を「305.8立方メートル」から「6.2立方メートル」に、積み上げることができる高さを「1.0メートル」から「0.45メートル」に変更
変更届出	令和3年9月27日	法人の代表者を「梶井敬親」から「梶井敬志」に変更
更新許可	令和6年6月6日	

5. 鹿児島市の積替え許可の有無 有 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無